

## 第5回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成16年3月9日 10:00～12:00

場所：弁護士会館1702号室

出席委員(50音順、敬称略) 浅古弘、阿部一正、飯田隆、飯室勝彦、浦辺法穂、大出良知、小幡純子、柏木昇、亀井尚也、川端和治、菊地武久、京藤哲久、小山稔、高木晴夫、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、松浦好治、宮川光治、村瀬均、吉松悟、(欠席：中川深雪、米倉明)

(議題)

1 評価基準の具体的内容。

(事務局) 前回からの変更点について。資料53、60、61。

資料53は、全体の構成が変更になった。P2参照、自己改革を1にまとめた。その他は項目の並べ替え。資料60は、2.7に関する別紙の位置づけを明らかにした。資料61は、教員の教育能力について。P2(3)1を変更した。

【評価基準の抽象度、解釈指針や具体例の扱い】

・評価基準を見直した印象として述べる。良い法曹を養成するために、各LSが競い合うことが望ましい。この点から評価基準を見ると、規則が多すぎると感じる。もっと自由に教育する余地があってもよいのではないか。解釈基準は例示である趣旨を強調すればよいとも感じた。

(事務局) 資料65は資料54の補充。評価基準はまとめの時期にきている。まとめの方向についてご議論いただきたい。資料65、1(1)の視点1は、大学の創意工夫との兼ね合い。評価基準の解釈指針が例示であるとしても、LSにおいてはそれだけをやればよいということにならないか。視点2は、評価委託契約後に、評価基準を頻繁に変更することはできない。よって、評価基準は抽象的なものにするべき、ということ。

1(2)は、解釈指針の意味づけ。具体例は、評価にあたっての手元資料(公開しない)とするか。情報発信の方法としては、具体的なLSの取り組み例として公開することは考えられる。公開するとしても、例示であることをこれまで以上に強調する。具体例は押しつけにならないような書きぶりにする。

・具体例の使い方について。LS開校の最初の段階から具体例が出てくることは考えられない。今後、注目すべき教育方法等が出てきた際に、情報発信して情報を共有することは有効。規模の差を無視して具体例を出すことは危険。車のカー・オブ・ザ・イヤーのイメージ。

・具体例は規模を無視して指摘すべきではない。また、今後の実態をふまえて具体例を出

すべき。

・評価基準は、L Sの教育の現場側が、L Sの法人側に、こういう例があるといって、説得する材料として有効。

・具体例は、「これをやらなければいけない」という受け取り方をすると出てくる。それは多様性の妨げになる。評価基準の中に具体例を挙げるべきではない。評価基準とは別に挙げる形を取ったほうがよい。具体例が本当に教育効果を上げるものである保証は今のところない。どのような教育方法を採用かは、大学がそれぞれ工夫すべき。

・項目によるのではないか。法人側に要求する武器もほしい。例えば身体障害者に対する配慮についても、評価基準にはないが、これがないと、「一人の学生のためにエレベーターをつけるのか」となる。他方、違和感のある項目もある。省令によれば、教育上必要な設備についての基準を定めよ、とある。この点について、評価基準を見ると、設置審査の方が厳しい印象がある。注で説明されているレベルが非常にばらつきがある。それは国立と私立によっても印象が違ふとは思ふが。

・創意工夫の芽を摘むような表現を控えるべき、ということ。

・創意工夫はソフト面で発揮される。ソフト面では緩やかな表現に。ハード面は明確に。反面、財団の特色を出し、情報発信を行う必要がある。

・情報発信はするべき。項目のばらつきがあり、それを整理しながら、押しつけにならないような表現にすればよい。(注)はあくまで参考にとらえるべき。その点を公表の際に明確にすればよい。

・ソフト面、ハード面に気をつけながら、表現に気をつけて見直す。特色は維持する。

【評価基準「大学が開設を公表した科目が実際に開設されていること」の扱い】

(事務局) 3つの問題点がある。資料53のP11。カリキュラムについて。大学が開設を公表した科目が実際に開設されていること。これはカリキュラムに入れておくべきものか。学生に対する約束違反の審査であり、カリキュラム自体の審査ではない。これはコンプライアンスの問題、とすれば、カリキュラム以外の約束違反(奨学金等も含め)として、管理運営または自己改革の中で評価すべきではないか。ただ、科目開設を公表しながら諸般の事情で開設しない例はあるようであり、そもそもこの点を評価するべきか、という問題意識もある。

・カリキュラムに入れる必要はない。自己改革、情報公開で評価するべき。

・コンプライアンスという面はあるが、カリキュラムに含めるべき。法学部は、現在負担

が過重。そのなかで、少なくとも当初は基準をゆるめるべきではない。

・この問題は現実問題として発生すると思う。学生は、入学直前の要項を見て入学を決定する。その通りの授業が行われる期待がある。教授の異動等で授業が開設できなかった場合、学生から強い抗議を受けた例もある。

- ・どの項目であっても、約束したものは実施するべき。
- ・むしろ注に落とすこともあり得る。
- ・これは重要マスト項目になっているが、厳しすぎるのではないか。
- ・注に落とす、相対マストにする等で、存続させることで。

#### 【評価項目「特徴の追求」の位置付け】

(事務局) 資料53のP4。特徴の追求。これの意味合いの確認。1では、基本方針そのものは評価しないとしている。よって、特徴の追求では、どのような特徴かはさておき、その特徴をどれだけ追求しているかを評価する、ということによいか。

- ・お題目とカリキュラムが一致していない例があるので、この項目は必要。
- ・特徴がないというのは特徴になるのか。
- ・ジェネラルなLSというものはあり得る。
- ・特徴の追求は、先の約束違反の問題でもある。
- ・どんな事件でも扱うことのできるバリスタ型の法曹養成は特徴にはならないのか。
- ・法曹として必要な基礎力の養成に特化する、というのは特徴になるのか。
- ・それぞれのLSが自分の特徴を追求し、多様なLSが生まれるところに意味がある。
- ・何が特徴かは厳密に考えず、その追求を評価する。
- ・ビジネススクールは、サービス業ととらえている。但し対価は前払い。よって、どのような特徴かは学生にとっては重要。後払いならそうはならないが。

#### 【教員の体制の評価のあり方】

(事務局) 資料53のP9。教員が資格要件を充足していること。これを独立の評価基準

としてここに置くかという整理の問題。教員が適格性を有していることそれ自体が設置基準でも求められているわけではない。不適格な教員がいた場合、教員の人数等で設置基準を満たさなくなってくる、ということ。よって、教員の適格性は、他の基準の注に落とすべきではないか。

- ・それは書き方の問題で、それでよいのでは。

#### 【多段階評価のグルーピング】

(事務局 資料53のP3。この1から9について多段階評価を行うということによいか。

- ・評価基準の大項目の中で、3と4について細分化して、多段階評価を行う、という趣旨。

- ・項目4は それぞれに多段階評価ということだが、そのように細切れの評価でよいのか。教え方について全体的な評価を行わないのはなぜか。

- ・34は特に重要な点であるために、特性を出やすくするために細分化した。

#### 【不適格認定の基準について】

(事務局) 不適格認定の基準について。この点については、別途明確な基準を作成し、次回に検討していただく。

#### 【国際性の涵養について】

(事務局) 国際性の涵養について。資料53のP11に、国際性の涵養を目指す科目の開設が基準として出てくる。国際性については、大学訪問の際に批判が多いところ。ただ、5つの姿勢でも挙げており、改革審意見書にもある。どこかで盛り込むべき。どこで入れるべきか。カリキュラムでよいのか。学習環境に入れればよいのか。

- ・国際性の涵養については、資料8、黎明期の5つの姿勢で挙げている。大学訪問では、ここでの国際性がビジネスローヤーの育成と誤解されている。これは、もっと広く異文化とのコミュニケーションということ。科目開設よりもっと広い取り組みが考えられるため、学習環境で評価することを提案した。

- ・目指す方向を特定した基準を入れる意味が分からない。私なら、人権意識の涵養の科目を基準に入れてほしい。

- ・LSの特徴の追求の中に含めることがよいのではないかと。そうでなければ学習環境で。

- ・国際的に通用する法曹養成は望まれているので、基準として挙げるべき。

- ・項目としては学習環境で。

- ・科目開設を要求するとリジッドである。いろいろな科目の中で、国際性が目指されていること、ということにすればよい。

- ・シラバスとかで国際性が取り込まれたものになっていればよい。わざわざ科目をおくということではない。

- ・教育の中身の問題として、カリキュラムにいれる。環境にも入れる。

- ・教育の中身として比較法的、法制史的視点をいれる、ということも評価すべき。

## 2 異議申立手続

- ・資料55と57。

【異議申立がなかった場合、評議会の審査は必要か】

(不要とすることで異議なし)

【異議事由について】

- ・資料57のP2。前回配布では1236が出ていたが、45が加わった。できる限り広く認めるということ。(異議なし)

【異議審査委員会の権限について】

- ・資料57。異議審査委員会の審査に加えて、評議会で審査することの要否。事務局案では、異議審査委員会を最終審とはせず、評議会の審理を必要とする。

- ・異議審査委員会は常設で、異議があった際に招集する。

- ・異議審査委員会が自ら再調査する場合と、評価チームに行わせる際の違いは、細かくつめていないが、根本的に再調査するべき場合には、評価委員会に再調査命令を出し、評価チームが再調査する。

- ・資料62。資料57記載の組織間の関係を規定。4月6日の財団理事会で承認される予定。資料62はたたき台。3条。全体を事業委員会とする。その中に、評議会以下の組織を置く。9条2項、評議会議長が最高責任者。評価結果は、財団理事長名で発表する。

- ・事業委員会は、評議会等の各組織全部で構成される。全部を統括する事業委員会があるわけではないが、3条3項はそうのように読めてしまう。

- ・確かにその旨の指摘がある。事業委員会の名称も替えた方がよいかもしれない。

- ・確定の意味について再検討の必要がある。

- ・ 3条は独立性を定めた趣旨。

### 3 評価のプロセスについて

・ 資料58、59。大学訪問で示して、特に異議は出ていないが、これでよいのか、という点について御討議いただきたい。A型の方がやりやすい、というLSが多いが、異議が出た場合、確定までに年度を越してしまう。A型の場合、手続を圧縮しても年度内に終わらせるべきか、検討いただきたい。

・ 次年度にずれ込んだ場合の問題は、5年に1回の評価が行われないことになりかねない、という点。前倒しに受けてほしい、という願いはしたいと思うが。

・ 異議が出ると、評価報告書が確定しないので、文科省にも報告できない。

・ 評価が08年に集中すると、対応不能になる。

・ 異常事態のために評価を前倒しにするのも、本末転倒という気がするが。

・ 審査の期間を短縮する、ということはしないということでよいか。(異議なし)

#### 【評価員に対する忌避申立】

・ 忌避事由を具体的に開示させることは難しい。

(事務局) 教授選任で落ちた人が評価員になったら適切な評価ができないおそれがある、との指摘を受けた。利害関係のある人は評価員にならない、という趣旨。

・ 忌避事由をどうするかは結構問題。教授選任というのは極めて例外的な事態。そのような事態のために苦勞して忌避事由を作る必要があるのか。選任の際に利害関係は調べるはず。教授選任というのは調査はできないであろうが...

・ はじめから忌避したいという評価員がきた場合、だまって評価受けるというのもどうか。効率からいっても最初から排除するのが妥当。

・ 後から適正でないといわれることを回避する意味もある。

・ 陪審員の選任と同じ。評価員を選ぶのは大変。

・ 利害関係がある人は評価員になれない、という33条があるので、それに基づく異議を認めればよいのでは。ライバル校の評価員を忌避した場合はどうするか。

・ 33条は甘い評価をする人を入れてはいけない、ということ。敵対評価をする人を入れ

ない、ということではないのではないか。

・運用の問題として、LSから申し入れがあった場合は、考慮することでよいのではないか。

(事務局)事実上の運用でよいのか、規則上の手続とするのか。参考意見を聞くということではよいのか。

・意見を聞くというのは不透明。

・LSからの情報提供は受けて、それをもとに本人に回避を促す、ということではないのか。

#### 4 報告書作成の件

(事務局)報告書作成の件。資料65最後の頁。報告書案を早急に作成する。次回委員会でおおむね確定する。

・省令によるとパブコメを経た案でないためではないのか。

・確定した省令はもうすぐ交付されると聞いているが、それに基づいて行う。

#### 5 その他

・一つ質問がある。それは、何を「目的」に書くかということ。現状では、財団の特徴がわからない。評価を有料のサービスとして行う以上、付加価値を目指すべき。評価した法科大学院の何が一番問題か、現象面の背景や問題の本質に踏み込んで、解決策の提案までできれば、受ける側の満足感が高い。そこまで目指すか目指さないかは大きな問題。企業の監査や自己点検は、従来は問題点の指摘のみであったが、最近は大きな問題にアプローチする、問題の本質に迫る、というのが大きな潮流になっている。これを財団の目的にするかどうか。これができれば付加価値が大きい。

・財団は改善プランを提示することに意味がある、という認識はすでにあるのでは。

・規則にそれが出てこない。

・パブコメとの関係。3月中に文科に出したい。あと1回しか委員会はない。次回の委員会で案を決めて、パブコメに出す。その結果、修正の必要が大きくなければ、正副委員長に修正を一任することでよいか。(異議なし)

・評価事業の基本規則の中に、非公開とするべき情報を公開しない旨を定めるべきでは。

(以上)

